

ミャンマーの税制

税理士 高山 政信

〔事例〕

最近、ミャンマーの税制が改正されたと聞くが、商業税及び所得税の内容はどのように変更されたのか。

〔ポイント〕

民主化以降、世界の潮流に併せて金融の民主化等が図られおり、税制においても、骨格の変更はないものの、執行等で確実に変化が表れているようである。2015/2016の情報が入手できたので、次の項目に分けて検討する。

- 1 ミャンマーの概要
- 2 ミャンマーの税制の構成
- 3 商業税 (Commercial Tax) の内容
- 4 所得税 (Income Tax) の内容
- 5 まとめ

〔検討〕

1 ミャンマーの概要

国土の面積は、日本の約1.8倍で、人口は5,141万人。海岸線が長く、隣接する国は、バングラディシュ、インド、中国、ラオス、タイである。2011年の民主化以降、豊富な天然資源と人的資源から、アジアのラストリゾートといわれている。

日本のメガバンクの現地支店の認可、貿易制度の改善、法制度の改正等が行われているが、ヤンゴン市内の渋滞は常態化しており、インフラが未整備の状態である。そして、予想していた以上に若年労働者が少なく、他のアセアン諸

国等の影響を受けて工場労働者の賃金が月100ドルを超えて上昇が止まっていない。

また、2015年11月8日の議員選挙及びその後の大統領選挙の結果後の動向を見極めるため、現状は、多くの日本の中堅、中小企業の現地進出は待ちの状態であるといわれている。

2 ミャンマーの税制の構成

ミャンマーの租税は関税を含む10数種の租税があるが、2015年末に発足するアセアン経済共同体 (ASEAN Economic Community, AEC) に合わせて域内関税が撤廃される影響を受けて関税収入が激減している。租税収入 (100%) のうち商業税 (39%) と所得税 (36%) が主要な税源となっている。

3 商業税 (Commercial Tax) の内容

(1) 一般

商業税は、国内で製造又は輸入された商品の売上並びに国内で提供されるサービスに対して課税される。基本は5%の税率であるが、非課税とされるものを除いて、次の表に掲げるものは、別途の税率で課税される。

シガレット	120%	チーク材製品	25%
たばこ類	60%	宝石類 (原石)	15%
パイプたばこ	60%	宝石類 (カット, 加工)	5%
リキュール	60%	1800CC超の乗用車等	25%
ビール	60%	石油, ディーゼル	10%
ワイン	60%	天然ガス	8%

(2) 非課税物品

商業税の非課税なものとしては、農産物、日用品等である。品目としては、米類、麦類、ゴマ、ナッツ、綿類、ジュート等の繊維、パーム

オイル、ガーリック、玉ねぎ、イモ類、スパイス類、種々な生鮮果物、野菜、砂糖類、医療用のハーブ、その他農産物、生きている動物、魚、エビ、絹の繭等のほか、切手（収入印紙を含む）、魚醬、国旗、パン類、学用品、ココナッツオイル、農産物の種子、宗教用具、塩、農業器具等、家畜用の餌類、太陽光パネル類、医療用器具及び機械、医薬品、薬、教育用の本等、避妊用品、国防用備品、警察用弾薬や備品類、国防省の安全保障用の印刷物の印刷費、免税店での免税品販売、国防省の予算で購入される商品等、免税工場等で使われる原材料、エネルギー省によって大使館等へ販売される燃料などである。

(3) 非課税サービス

国内で提供されるサービスについても商業税の対象であるが、一定のものは非課税である。非課税とされるサービスには、建物の賃貸、駐車スペースの賃貸、生命保険サービス、マイクロファイナンス事業、ボディーフィットネスを除く健康サービス業、教育事業、商品の運送事業、職業紹介業、銀行業、通関業、社会的な機能のためのレンタル事業、受託製造業 (contract manufacturing)、葬祭業、子供のケア事業、盲者によるマッサージ業、有料道路の料金徴収業、動物のヘルスケア業、国際航空業、文化・芸術サービス、公共交通事業、国営組織に対して支払われるライセンス料などがある。

(4) 非課税事業者

商業税の対象となる物品又はサービスの売上が1課税年度で2,000万チャット未満の事業者については、商業税が免除されている。ミャンマーの一般的な小売店や小規模事業者は、これにより免税事業者に該当することになる。

(5) 課税範囲の拡大と徴収の充実

現在は、別掲の税率のものを除いて、非課税とされるもの以外は5%の税率で課税されることが明確に規定されている。そのため、商業税の税収は、法人及び個人等に対する所得税を超えて、租税収入の首位に位置することになったようであり、商業税と称しているが、免税事業者の規定等を総合的に判断すると、わが国の消費税と同等の機能を果たしているものと考えら

れる。

4 所得税 (Income Tax) の内容

所得税は、法人及び個人の所得に対して課税される。課税期間は、法人、個人を問わず、4月から翌年の3月までである。

(1) 基本税率

イ 一般

給与、プロフェッション、事業及びその他の所得の最高税率は、20%から法人に合わせて25%に変更されている。

課税所得 (諸控除後)		税率
from	to	
1	2,000,000	0%
2,000,001	5,000,000	5%
5,000,001	10,000,000	10%
10,000,001	20,000,000	15%
20,000,001	30,000,000	20%
30,000,001 and above		25%

ロ 小規模、中規模事業者の免税

小規模、中規模事業者については、事業開始後最初の3課税年度、1,000万チャットまでの所得は免除される。それを超える部分について、課税されることになる。

ハ 基礎控除

各種所得の金額の20%が基礎控除として控除される。しかし、合計で1,000万チャットが限度である。

ニ 所得控除

同居両親控除が所得税に追加された。一人につき100万チャットである。配偶者控除は100万チャット、扶養控除は、子供一人につき50万チャットが控除される。

ホ 非課税所得

次の所得は、非課税とされている。

- ① 麻薬及び精神刺激薬法の下で逮捕された人に対する補償として支払われる年間1,000万チャット (約100万円) までの所得
- ② 不法物資の没収としての補償として支払われる年間1,000万チャット (約100万円) までの所得
- ③ 国によって贈られたメダルとともに受け取った賞金

④ 退職した公務員が受領する年金と退職金

⑤ ミャンマーの宝くじの賞金

(2) 協同組合への課税

原始的な共同社会を除いて、協同組織法の下で登録及び組成された協同的な社会の純所得に対して、諸控除を適用後の残額に対して、25%の税率の所得税が課税される。

(3) 国立の経済組織への課税

国立の経済組織（国営企業）の純総所得（諸控除は適用前）に対して25%の税率の所得税が課税される。

(4) キャピタルゲイン

キャピタルゲインは、通常の所得と区分して課税される。そして、キャピタルゲインのうち石油ガス等の権益については、別の税率で課税される。

イ 一般のキャピタルゲイン

キャピタルゲインは、諸控除額を控除する前の純所得に対して10%の税率で課税される。

ロ 石油ガス等の権益のキャピタルゲイン

ミャンマーのオイル及びガス資源に参入している場合、次の税率で課税される。

- ① 利益が1,000億チャット未満：40%
- ② 利益が1,000億円チャット超1.5兆チャット未満：45%
- ③ 利益が1.5兆チャット以上：50%

ハ キャピタルゲインの非課税

課税年度中に譲渡した資産の価額の総額が1,000万チャット以下の場合、キャピタルゲインは課税されない。

(5) 秘匿所得

過去において課税を見逃された所得については、30%の税率の所得税が課税される。しかし、購入、建築、資産の取得、新事業の開始又は事業に支出したことの所得源泉を明示（証明）できる場合、その残額について、次の表の税率により所得税が課税される。

なお、見逃された所得について、使用した費途（源泉）を全て明示（証明）できれば、所得税は課税されない。この条文は、違法に稼得された資産の所有や販売並びにマネーロンダリング法が適用される事項については、適用されな

い。

所得		税率
from	to	
1	100,000,000	3%
100,000,001	500,000,000	5%
500,000,001	1,000,000,000	10%
1,000,000,001	1,500,000,000	20%
1,500,000,001 and above		30%

5 まとめ

関税収入の激減に対応して商業税のウエイトが増えてきている。また、租税の徴収が厳格になってきているようである。全体として、ミャンマーの農民や小規模事業者からの税収を期待していないことは、民主化前の制度と同様といえよう。

日系企業にとっては、特区法等により所得税が免税とされていようが、商業税と個人の所得税に十分注意する必要があることになる。